

第 4 章 スライド条項の運用について

- 1) 建設工事請負契約約款第 25 条（スライド条項）の減額となる場合の運用について----- 48
- 2) 建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）の運用について ----- 50
- 3) 建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）の運用の拡充について----- 53
- 4) 請負代金額の減額変更を請求する場合における建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）の運用について ----- 54

1) 建設工事請負契約約款第 25 条 (スライド条項) の減額となる場合の運用について

1. 適用対象工事

- (1) 物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が、1,000 分の 30 以上変化していると予想されること。
なお、物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額とは、スライド確認時期における適切な工事価格を算出するため、スライド確認時期における諸経費率 (共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費等率) を用いるものとする。
また、諸経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。(諸経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直接工事費が増額しているにも関わらず物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が 1,000 分の 30 以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。)
- (2) 物価変動後の積算額が請負代金額以下となっていること。
- (3) 適用対象工事の確認時期は、12 月経過時点、その時点で対象外の場合は、次の 4 月及び 10 月等、労務単価もしくは機械損料の改訂時を確認時期とする。
- (4) 残工事の工期がスライド基準日から 2 月以上あること。

2. スライド額の算定

- (1) 請負者と協議するためのスライド額は、次の式により算定する。
$$S = [P2 - P1 + (P1 \times 15 / 1,000)]$$
 (ただし、 $P1 > P2$)
S : スライド額
P1 : 請負代金から出来形部分に相応する請負代金を控除した額
P2 : 変動後 (基準日) の賃金又は物価を基礎として算出した P1 に相当する額
($P = \alpha \times Z$, α : 落札率, Z : 積算額)
なお、P2 の算定にあたっては、基準日における適切な工事価格を算出するため、基準日における諸経費率を用いるものとする。
- (2) 賃金又は物価の変動による請負代金額を変更する場合のスライド算定額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。
また、諸経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。(諸経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直接工事費が増額しているにも関わらずスライド額が 1,000 分の 15 以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。)
- (3) 適用対象工事に該当し、交渉の結果 1,000 分の 15 以上のスライド額となる場合は、1,000 分の 15 を超える額をスライド額とする。

3. 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とする。
- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱う。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。
 - 1) 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
 - 2) 基準日以前に配置済の現地据付型の建設機械及び仮設材料等 (架設用クレーン、仮設鋼材など) も出来形の対象とできる。
 - 3) 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。

4. 物価指数等

発注者としては、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

5. 変更契約の時期

スライドの契約変更は、原則として、その必要が生じた都度遅滞なく行うものとするが、精算変更時点でも行うことができる。

6. スライド額の説明

スライド額の協議時においては、発注者は積算に用いた各種単価の変動資料や工事費構成書などを活用して、変更内容の説明を行うものとする。

2) 建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項 (単品スライド条項) の運用について

1. 主要な工事材料

- (1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類又は燃料油であって、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額(鋼)} = M[\text{変更_鋼}] - M[\text{当初_鋼}]$$

$$\text{変動額(油)} = M[\text{変更_油}] - M[\text{当初_油}]$$

$$M[\text{当初_鋼}], M[\text{当初_油}] = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times 108/100$$

$$M[\text{変更_鋼}], M[\text{変更_油}] = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times 108/100$$

M[変更_鋼], M[変更_油] : 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

M[当初_鋼], M[当初_油] : 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

p' : 3 の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

D : 4 の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率

- (2) (1) に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品 (以下「出来形部分等」という。) に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の建設工事請負契約約款第 37 条第 3 項に規定する通知の書面において、6 の規定により、発注者又は受注者は当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

2. スライド額の算定

- (1) 請負代金の変更額 (以下「スライド額」という。) の算定は、1 の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類又は燃料油に該当する各材料 (以下「対象材料」という。) の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M[\text{変更_鋼}] - M[\text{当初_鋼}]) + (M[\text{変更_油}] - M[\text{当初_油}]) - P \times 1/100$$

$$M[\text{当初_鋼}], M[\text{当初_油}] = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 108/100$$

$$M[\text{変更_鋼}], M[\text{変更_油}] = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 108/100$$

S : スライド額

M[変更_鋼], M[変更_油] : 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

M[当初_鋼], M[当初_油] : 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 3 の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 4 の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 1 に規定する請負代金額

- (2) 受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類又は燃料油の各品目ごとに合計した金額 (消費税相当額を含む。) を算定し、これら実際の購入金額が (1) の M[変更_鋼] 又は M[変更_油] を下回る場合にあっては、(1) の規定にかかわらず、(1) の M[変更_鋼] に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を (1) の M[変更_油] に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を用いて、(1) の算式によりスライド額を算定する。
- (3) (2) の「受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。
- 1) 5 の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が 4 に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を受注者が実際に購入した際の代金額。
 - 2) 5 の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が 4 に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに受注者が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。
 - 3) 燃料油に該当する各対象材料について、5 (3) の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を 4 の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3 (1) 2) ロの平均価格を乗じて得た金額。
- (4) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

3. 価格変動後における単価の算定方法

- (1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価 (p') は、次に定めるとおりとする。

1) 鋼材類

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格 (対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格) とする。

2) 燃料油

イ 各対象材料を購入した月の実勢価格 (対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格) とする。

ロ 各対象材料のうち、5 (3) の規定により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても 4 の対象数量とすることとしたものにあつては、イの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

- (2) (1) 1) 及び 2) イ) に規定する各対象材料の搬入又は購入 (以下「搬入等」という。) の月及び数量は、建設工事請負契約約款第 13 条第 2 項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

4. 対象数量の算出方法

- (1) スライド額の算定の対象とする数量（D）（以下「対象数量」という。）は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。
 - 1) 設計図書（営繕工事にあつては、数量書。以下同じ。）に記載された数量があるときは、当該数量
 - 2) 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量
 - 3) その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不適当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの
- (2) 請負代金の部分払をした工事にあつては、6 に定めるところにより単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1) に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

5. 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認

- (1) 受注者が単品スライド条項の適用を請求したときは、受注者に対し、受注者が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。
- (2) 受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても4の対象数量とすることができる。

6. 部分払時の取扱

建設工事請負契約約款第 37 条第 3 項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となるおそれがあると認めるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は受注者は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

7. 部分引渡し

建設工事請負契約約款第 38 条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

8. 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が 2 か月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
- (2) (1) に規定する請求があつたときは、建設工事請負契約約款第 25 条第 8 項の規定に基づき、受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から 45 日前の日」と定め、これを(1)の請求があつた日から 7 日以内に受注者に通知するものとする。
- (3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。

9. 全体スライドを行う場合の特則

建設工事請負契約約款第 25 条第 1 項から第 4 項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、1 (1) 中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価（建設工事請負契約約款第 25 条第 3 項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、2 (1) 中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（建設工事請負契約約款第 25 条第 3 項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から建設工事請負契約約款第 25 条第 3 項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0 とする。）」とする。

3) 建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）の運用の拡充について

1. 対象材料の拡充

原油価格の高騰等の特別な要因により、日本国内の地域において鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、運用通達に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱に準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えることを確認するものとする。

4) 請負代金額の減額変更を請求する場合における建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項 (単品スライド条項) の運用について

1. 2) 1 (主要な工事材料) 中, (1) を次のとおり読み替える。

- (1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えるものとする。

変動額 = M 変更 - M 当初

M 当初 = { p1 × D1 + p2 × D2 + …… + pm × Dm } × k × 108 / 100

M 変更 = { p' 1 × D1 + p' 2 × D2 + …… + p' m × Dm } × k × 108 / 100

M 当初：価格変動前の金額

M 変更：価格変動後の金額

p：設計時点における各材料の単価

p'：3 の規定に基づき算定した価格変動後における各材料の単価

D：4 の規定に基づき各材料について算定した対象数量

k：落札率

2. 2) 2 (スライド額の算定) 中, (1), (2) 及び (3) 3 を次のとおり読み替える。

- (1) 請負代金の変更額 (以下「スライド額」という。) の算定は、1 の規定により当該工事の主要な工事材料とされた各材料 (以下「対象材料」という。) の単価等に基づき、次式により行う。

S = (M 変更 - M 当初) + P × 1 / 100

M 当初 = { p1 × D1 + p2 × D2 + …… + pm × Dm } × k × 108 / 100

M 変更 = { p' 1 × D1 + p' 2 × D2 + …… + p' m × Dm } × k × 108 / 100

S：スライド額

M 当初：価格変動前の金額

M 変更：価格変動後の金額

p：設計時点における各対象材料の単価

p'：3 の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D：4 の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k：落札率

P：1 に規定する請負代金額

- (2) 受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額 (消費税相当額を含む。) を示して 5 (1) により異議を申し立てた場合であって、これら実際の購入金額が (1) の M 変更を上回り、かつ証明書類によって適当な購入金額であると認められる場合にあつては、(1) の規定にかかわらず、(1) の M 変更に代えて受注者の実際の購入金額を用いて、(1) の算式によりスライド額を算定する。

- (3) 3) 燃料油に該当する各対象材料について、5 (3) の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を 4 の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3 (1) 2) の平均価格を乗じて得た金額。

3. 2) 3 (価格変動後における単価の算定方法) 中, (1) を次のとおり読み替えるものとし, (2) については適用しない。

- (1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価 (p') は、次に定めるとおりとする。

1) 鋼材類及びその対象材料 (燃料油を除く。)

施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格 (対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあつては、各搬入月の実勢価格を平均した価格) とする。

2) 燃料油

工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

なお、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格 (対象材料を複数の月に購入した場合にあつては、各購入月の実勢価格を平均した価格) とする。

4. 2) 4 (対象数量の算出方法) 中, (1) 3) を次のとおり読み替える。
 - 3) 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油等については, 発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量とする。
5. 4) 5 (搬入等の時期, 購入先及び購入価格に関する受注者への確認) 標題中「受注者への確認」とあるのは「受注者との協議」と, (1) 中「受注者が単品スライド条項の適用を請求したとき」とあるのは「発注者が算定したスライド額に対し, 受注者が異議を申し立てたとき」と, (2) 中「には, 当該対象材料は, 単品スライド条項の対象とはしないものとする」とあるのは「は, 発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする」と, (3) 中「燃料油」とあるのは「燃料油等」と読み替える。
6. 2) 8 (請負代金額の変更手続) (2) 中「請求があった」とあるのは, 「請求を行った」と読み替える。
7. 2) 9 (全体スライドを行う場合の特則) 中「鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは, 「各材料の単価」と読み替える。